

「北海道開発関係」に係る検討結果について

平成18年5月29日

国土交通省

平成22年度までの5年間に、北海道開発局の定員を1,003人純減(純減率16.0%)することとする。具体的な純減方策は以下のとおりである。

- 1 組織体制・業務処理体制の抜本的見直し (355人純減)
事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制の抜本的見直しにより、355人の純減を行う。
- 2 民間委託の拡大 (400人純減)
現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大し、400人の純減を行う。
- 3 札幌開発建設部及び石狩川開発建設部の統合 (50人純減)
札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化することにより、50人の純減を行う。
- 4 道州制特区による北海道への事業の委譲 (60人純減)
「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が施行されること及び事業の委譲を北海道が受け入れることを前提に、所定の事業を北海道に委譲することにより、60人の純減を行う。
- 5 技術開発関連業務等の独立行政法人土木研究所への移管 (138人純減)
防災・技術センターの業務のうち、技術開発・改良、調査試験等の業務を独立行政法人土木研究所(以下「土木研究所」という。)に移管する。
また、防災・技術センターの技術開発・改良、調査試験等の業務の土木研究所への移管に併せて、これらの業務に関連して開発建設部において実施している技術開発関連業務等についても土木研究所に移管する。
(独立行政法人への移行人員は、合計138人)

なお、防災・技術センターが実施している防災関係業務及び積算基準関係業務については、国自ら実施する必要があることから、開発局本局に移管する。

(この見直しにより、防災・技術センターは廃止する。)

北海道開発関係に係る検討結果について

純減方策の考え方

北海道開発関係の定員の純減については、

事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制を抜本的に見直す。

現場技術業務、道路巡回業務等民間委託の大幅な拡大を行う。

札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化する。

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が施行されること及び事業の委譲を北海道が受け入れることを前提に、所定の事業を北海道に委譲する。

防災・技術センターの技術開発・改良、調査試験等の業務を独立行政法人土木研究所に移管し、あわせて、開発建設部において実施している技術開発関連業務等についても移管する。

純減方策・純減数

純減方策	純減数
組織体制・業務処理体制の見直し	355人
民間委託の拡大	400人
開発建設部の統合(札幌と石狩川)	50人
道州制特区による事業の委譲	60人
技術関連等業務の(独)土木研究所への移管	138人
合計	1,003人

開発局の定員(17年度末)
6,283人



1,003人純減
(16.0%)



開発局の定員(22年度末)
5,280人